

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成28年3月10日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500173 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1500025 号

第 1 結論

昭和 44 年 10 月から昭和 46 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 44 年 10 月から昭和 46 年 3 月まで

私は、20 歳の時に、A 市役所の職員から国民年金保険料を町内の自治委員に納付するよう言われ、昭和 44 年 4 月から B 市へ転出する昭和 46 年 3 月までの国民年金保険料を、毎月、自治委員の担当者に預けて納付していたのに、請求期間が申請免除の記録となっていることに納得できないので、調査の上、訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、「請求期間の国民年金保険料は、毎月、町内の自治委員に預けて納付しており、当該期間の保険料を免除する申請手続を行ったこと、及び免除の承認通知書を受け取った記憶はない。」と主張しているが、請求者の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、請求期間は国民年金保険料の申請免除期間と記録されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、請求期間に係る免除申請は、制度上、昭和 44 年 10 月から昭和 45 年 3 月までの期間及び同年 4 月から昭和 46 年 3 月までの期間について、それぞれに国民年金保険料の納付を免除する申請手続を行い、審査に基づき免除の要否が決定されることから、請求者の申請が無いまま、二度にわたり請求期間に係る申請免除が認められたとは考え難い。

さらに、日本年金機構 C 事務センターは、「申請免除となった期間の国民年金保険料を納付した場合、請求期間当時も現在と同様に、納付した保険料は過誤納として還付される。」旨を回答しており、請求者が主張する納付方法で申請免除期間の国民年金保険料を納付したとすると、当該保険料は過誤納に係る保険料として還付されるところ、上記特殊台帳には請求期間に係る還付記録の記載が見当たらないことを踏まえると、請求期間の保険料は納付されていなかったと考えるのが自然である。

加えて、請求者は、「請求期間当時、父に国民年金保険料相当額を渡し、父が世帯分の国民健康保険料等と一緒に町内の自治委員の担当者に預けて納付していた。」旨を陳述しており、請求者自身が国民年金保険料の納付に直接的に関与していない上、請求者の保険料納付に関与していたとする請求者の父親は、既に亡くなっていることから、請求期間における保険料納付及び申請免除の状況を確認することができない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500167 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500084 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から昭和 44 年 4 月 1 日まで

私は、請求期間に A 社において営業の業務に従事したが、当該期間に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が、A 社に、期間は特定できないものの勤務していたことが、複数の同僚の回答から、推認できる。

しかしながら、A 社は既に解散しており、当時の事業主は、当時の資料がなく、詳細は不明である旨を回答しており、請求者の請求期間に係る勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

また、請求期間当時、A 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚 15 人に照会したところ、7 人から回答があったが、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる具体的な陳述は得られず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、請求期間のうち、A 社が適用事業所である昭和 42 年 4 月 1 日から昭和 43 年 6 月 30 日までの期間について、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、請求者の名前はなく、「健保証の番号」に欠番もない。また、同社は、昭和 43 年 6 月 30 日に厚生年金保険被保険者が全員資格喪失し厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、請求期間のうち昭和 43 年 6 月 30 日から昭和 44 年 4 月 1 日までの期間については、請求者は、同社に係る厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500182 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500085 号

第1 結論

請求者の請求期間におけるA社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間のうち、請求者のB社における平成23年6月1日から平成24年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 6 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日まで

請求期間は、B社で勤務するほか、A社の取締役兼現場代理人として業務を行い報酬を受けていた。

しかし、年金事務所が記録する標準報酬月額は、B社から支給された報酬月額に見合う額が記録されているので、両事業所からの報酬額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、B社からの回答等から、請求期間のうち、平成23年6月1日から平成24年6月1日までの期間、当該事業所に勤務しており、同事業所において厚生年金保険の被保険者として、報酬に見合う標準報酬月額がオンラインに記録され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、請求者は、A社からの回答及び同社が提出した請求者の請求期間に係る賃金（給与）台帳（写）から、請求期間において当該事業所に勤務しており、報酬は支払われていたが、当該報酬から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社が提出した請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（写）及び同被保険者資格取得届（写）から、同社は、請求者の被保険者資格の喪失日を平成23年6月1日、再取得日を平成25年2月1日として届け出ていることが確認できる。これについて、同社の代表取締役は、請求者が平成23年6月1日付けでB社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得する（健康保険の被保険者証がもらえる。）ことを承知していたので、当然、当社を退職する形になると判断し、資格喪失届を提

出した。当時は、二以上事業所勤務についての認識がなかった旨を回答している。

さらに、オンライン記録から、請求者はB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成24年6月1日から国民年金に加入し、平成25年2月1日にA社において被保険者資格を再取得するまでの間、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、請求者は、現在は、厚生年金保険法施行規則第2条の規定に基づき、被保険者が二以上の事業所に使用されるに至ったときは、被保険者自身が年金事務所に対して健康保険厚生年金保険被保険者二以上事業所勤務届を提出することが必要となることを承知しているが、当時は、当該届の必要性を認識しておらず、当該届を提出していないとしており、A社も請求者が請求期間に係る二以上事業所勤務届を年金事務所に提出していない旨を回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、A社において、厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、請求期間のうち、平成23年6月から平成24年5月までの期間については、B社において、報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることから、当該期間の標準報酬月額の訂正は認められない。